

後志広域連合だより

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っています。

「広域連合だより」第46号をお届けします。

令和8年第1回後志広域連合議会定例会を開催しました

本年2月27日、令和8年第1回後志広域連合議会定例会が、倶知安町のホテル第一会館で開催されました。

冒頭で鎌田広域連合長が令和8年度行政執行方針を述べたあと、条例の改正2件、令和7年度各会計補正予算3件及び令和8年度各会計予算3件が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

◇ 審議された議案と結果

議 案		
議案第1号	後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第2号	後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	令和7年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第4号	令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第5号	令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第6号	令和8年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第7号	令和8年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第8号	令和8年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決

○ 後志広域連合へのアクセス
〒044-8588
虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎車庫棟2階
(後志総合振興局裏)

○ 後志広域連合Webサイト
URL: <https://www.shiribeshi-kouiki.jp>
二次元コードからアクセス
できます。



発行：後志広域連合 発行月：令和8年4月

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

税務課からのお知らせ

◇ 税金は納期限内に納めましょう！！

これから、令和8年度分の納税通知書がお手元に届きます。

納税通知書が届きましたら、税額、納期限等を確認し、記載された期限までに納付してください。

指定された期限までに納税されない場合は、財産が差押えとなる可能性があります。

現在の生活状況から通常の納付が難しいという方は、そのままにしておかず、必ず各町村税務担当課へ納税について相談してください。

連絡がなく、長期間にわたり税金を滞納しますと、徴収業務が当広域連合へ引き継がれ、滞納整理が開始されます。

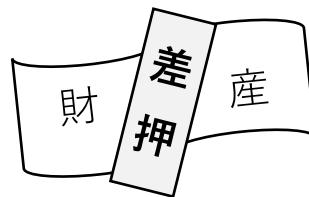
◇ 広域連合の滞納処分の実施状況

令和7年度に広域連合に引き継がれた滞納案件は、129件です。

広域連合では、引受案件について詳細な財産調査を実施して、滞納処分を実施しています。

令和7年度の滞納処分実施状況は、次のとおりです。（令和8年1月末現在）

- ・ 動産差押 6件 （現金3件、ゲーム機2件、電動工具1件）
- ・ 預貯金差押 19件
- ・ 給与差押 12件
- ・ その他財産差押 1件 （土地賃借料）
- ・ 搜索 10件



自主納付による早期完納が見込めないなどの案件の状況に応じて、搜索を実施しています。

◇ 広域連合の動産公売の実施状況

広域連合では、令和7年11月に後志総合振興局税務課と合同で後志管内地方税合同公売会を開催しました。

広域連合が出品した動産は5点で、そのうち3点が落札され滞納税に充当しました。

今後も、差押えた動産・不動産は早期に公売を実施し、滞納解消できるよう努めてまいります。



合同公売会の様子



◇ 令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が開始されました

本年4月1日から開始された「子ども・子育て支援金制度」は、健康保険（社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険など）に加入している18歳以上の方（18歳の誕生日から最初の3月31日を迎えるまでの方を除く）に負担していただき、子どもの育ちや子育てを社会全体で支援する仕組みです。

※ 本制度の詳細については、こども家庭庁ホームページをご確認ください。



【 支援金の使い道 】

負担いただいた支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、育児休業を取得した方への給付など、子育て世帯を支えるさまざまな施策に充てられます。



【 徴収額と開始時期 】

国民健康保険に加入されている方の徴収額は、お住まいの町村が定める条例に基づき、世帯や個人の所得などに応じて決定されます。

徴収開始時期についてもお住まいの町村によって異なりますので、詳しくは6～7月に送付される納入通知書をご確認いただくか、国民健康保険税担当窓口へお問い合わせください。

◇ リフィル処方せんをご存じですか？

リフィル処方せんは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により、一定期間内で繰り返し使用できる処方せんのことです。

リフィル処方せんの利用を希望される場合は、かかりつけの医師にご相談ください。



【 リフィル処方せんのメリット 】

一通の処方せんで使用できる期間と回数（最大3回）まで、医師の診察を受けなくても薬局で薬を受け取ることができるため、通院の手間や医療費の負担を軽減することができます。

【 リフィル処方せんの留意点 】

- ・ 対象は、症状が安定し、通院を控えても大丈夫と医師が判断した場合です。
- ・ 投薬量に限度がある医薬品及び湿布薬は、対象外です。
- ・ 安心安全な服薬治療には、薬剤師から継続的な薬学的管理指導を受けることが重要で、同じ薬局で調剤してもらうことが推奨されます。
- ・ 薬剤師が服薬状態を確認し、リフィル処方せんによる調剤が不適切と判断した場合は、調剤を行わずに受診を勧め、処方医に情報提供します。
- ・ リフィル処方せんの期間中でも、医療機関を受診することは可能です。

令和8年7月より

コンビニエンスストア等で介護保険料を納められるようになります

介護保険料（普通徴収分）については、これまで金融機関や町村役場、後志広域連合で納付いただいておりますが、被保険者の皆様の利便性向上のために、**令和8年7月以降の通知分**からコンビニエンスストア（コンビニ）やスマートフォン決済サービスでも納められるようになります。

コンビニ等での収納開始により、これまで納付ができなかった土日祝や夜間も納付が可能となり、より納付しやすくなりますので、引き続き納期限内での納付をお願いいたします。

なお、新たにご利用いただけるコンビニとスマートフォン決済サービスは次のとおりです。

◆ 利用可能なコンビニエンスストア

MMK設置店	セイコーマート	セブソーイレブン
ローソン	ハマナスクラブ	ファミリーマート
ハセガワストア	デイリーヤマザキ	ニューヤマザキデイリーストア
生活彩家	ミニストップ	ヤマザキデイリーストア
タイエー	くらしハウス	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ポプラ	スリーエイト	ローソンストア100

◆ スマートフォン決済サービス

PayPay 請求書払い 楽天ペイ 請求書払い au PAY（請求書支払い）

AEON Pay 請求書払い d払い 請求書払い 支払秘書

※ 令和8年7月以前に送付した納付書は、コンビニエンスストア等で納付できません。

※ 金融機関等の窓口や口座振替は、引き続き利用可能です。

北洋銀行での介護保険料の窓口納付について

令和8年3月31日をもって北洋銀行での介護保険料の窓口納付の取扱いを終了いたしました（口座振替は引き続きご利用いただけます）。

被保険者の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。